

2020年10月号トピックス

「買い物に対する還元(Shop dee mee kuen)」措置に基づく所得控除恩典

官報は、2020年10月22日において、免税に関して規定する歳入法典に基づく省令第368号を掲載した。本省令は、自然人を対象とする「買い物に対する還元」措置に関するものであり、2020年10月23日から12月31日までに行った物品の購入又は役務の費用を、30,000バーツ以内の額により所得控除恩典を行使することができる。当該費用は、付加価値税の納付義務が生ずる物品の購入及び役務の利用、又は付加価値税登録事業者ではない販売者又は役務提供者から購入した書籍又は電子書籍(e-Book)又はコミュニティー開発局に登録された一村一品製品(OTOP)の購入を対象としている。これに対して、所得控除恩典が認められない一部の物品又は役務には、酒、ビール、ワイン、煙草、車両用の石油又はガス、自動車、二輪車及び船舶の購入、本の形式又はインターネット経由による電子データ形式の新聞及び雑誌の購入、旅行及び観光ガイド業に関する法律に基づく観光ガイド業に対して支払った観光サービス料及びホテルに兼法律に基づくホテル事業者に対し、宿泊料として支払ったサービス料がある。本所得控除恩典が行使できる者は、過去に「一人半分ずつ」企画に基づく恩典を行使しておらず、及び政府福祉カード保有者に対する支払い能力増加企画に基づく恩典を受けていないことが条件とされる。

仏歴 2562(2019)年土地及び建物税法

仏歴 2508(1965)年地方税法及び仏歴 2475(1932)建物及び土地税法は、適用してから長らく立っており、課税体制が現状と適応していないことにより、これらの代替として、仏歴 2562(2019)年土地及び建物税法が制定施行された。

仏歴 2562(2019)年土地及び建物税法、仏歴 2508(1965)年地方税法、仏歴 2475(1932)固定資産税法比較表

仏歴 2508(1965)年地方税法 (旧法令)	仏歴 2574(1932)年建物及び土地税法(旧法令)	2562(2019)年土地及び建物税法
	精米所、製材所などの一部の工業目的で当該建物に設置されている機械、製造に係る機器の性格を有する重要な構成部分を税計算に算入しなければならない(第13条)	「建物」とは、個人が居住又は活用又は製品の保管場所又は工業又は商業で使用する家屋、建物、ビル又はその他の建築物を意味し、個人が住居として又は利益獲得を目的として使用するコンドミニアムも含まれる(但し、機械、又は電柱、ソーラーパネルなどの設備は含まれないので、この部分を税計算に算入することを要しない。)(第5条)

<p>仏歴 2508(1965)年地方税法 (旧法令)</p>	<p>仏歴 2574(1932)年建物及び土 地税法(旧法令)</p>	<p>2562(2019)年土地及び建物税 法</p>
<p>地方税率表に定める土地価格 の中央値から算定。</p>	<p>課税標準は、<u>年間費用</u>から算 定する(年間費用とは、その 年度内に算出することができる 賃料を意味する。)</p>	<p>課税標準は、<u>資産の用途種別</u> によって勘案される。用途 は、農業、主に居住する住宅 又はその他の住宅、放置され ている土地又は建物及びその 他(商業又は工業、事業用建 物、ホテル、レストランな ど)で区分される。</p>
<p><u>逆進税率</u>(Regrassive Rate)</p>	<p>税率は <u>12.5%</u></p>	<p><u>累進税率</u>(Progressive Rate) を適用。その際、資産の用途 種別によって勘案される。</p>
<p>免税又は基礎控除が多額であ る。</p>	<p>地方自治体職員に対して、裁 量による賦課決定権限を付 与。</p>	<p>地方行政自治体は<u>査察</u>を行 い、<u>財務局は資産価格を調査</u> <u>及び査定した後、地方行政自</u> <u>治体に対し返送し、土地及び</u> <u>建物/コンドミニアムに関す</u> <u>る情報申告書(ポー・ドー・</u> <u>ソー3-4)及び賦課決定通知書</u> <u>(毎年2月以内)を送付す</u> <u>る。不服である場合には、通</u> <u>知書の受取日から15日以内</u> <u>に異議を申し立てなければな</u> <u>らない。</u></p>
		<p>毎年2月に、地方行政自治体 は、賦課決定通知書(ポー・ ドー・ソー6)を、土地及び建 物税申告書(ポー・ドー・ソ ー7)又はコンドミニアム税申 告書(ポー・ドー・ソー8)と 同時に提出する。賦課決定通 知に不服である場合には、受 取日から30日以内に地方自 治体管理者に対して反対通知 書(ポー・ドー・ソー9)を提 出するものとする。</p> <p>地方自治体管理者が、反対を 認めない場合、納税者は当然 に異議審理委員会に対し異議 申し立てを行う権利を有す る。</p> <p>納税者が異議審理決定に対し て不服である場合、中央税務 裁判所に対し提訴する権利を 有する。</p>

仏歴 2508(1965)年地方税法(旧法令) 毎年の4月30日以内に納付	仏歴 2574(1932)年建物及び土地税法(旧法令) 賦課決定通知日から 30 日以内に納付(第 38 条)	2562(2019)年土地及び建物税法 毎年の 4 月 30 日以内に申告納税(2020 年については 8 月以内) <u>賃貸の場合も含み、コンドミニアムの個室所有者から課税(第 5 条及び第 35 条(3))</u>
	土地と建物又はその他の建築物の所有者が別々である場合、 <u>その建物又はその他の建築物所有者が納税義務を負う(第 40 条)</u>	<u>土地の所有者と建物の所有者が同一のものではない場合、その各々が納税するものとする。</u> 土地所有者は、土地税の課税標準の価額から納税する義務を有し、建物所有者は、建物税の課税標準の価額から納税する義務を有する。(第 48 条)
民間が所有者ではない土地の占有については、地方税の課税対象なる旨のみ記載されている。(第 5 条)		<u>政府の資産である土地又は建物の利用である場合であっても、納税義務を負う。たとえその利用者が占有権を得られない場合でも、土地及び建物税の納付は、土地の占有権などといった他の法律に基づく権利が生ずるものではない。</u> (第 5 条及び第 9 条)

関税法に基づく関税の回避による罰則

仏歴 2560(2017)年関税法では、第 243 条により関税回避した者に対する罰則が規定されている。その条文によれば、関税を回避又は回避に着手し又は故意に関税を欺くことにより、タイ国を通過する又は通関手続き中の物品を国内に持ち込む又は当該物品を国外へ輸出した者には、10 年以内の懲役又は追徴すべき関税の 0.5 倍以上 4 倍以内の罰金に処し、又はこれらが併科され、裁判所は、判決により罰則をうけた者がいるかによらず、当該物品を没収することができる。第 1 項に定める違反行為に着手した者に対しても同一の罰則規定が適用される。とされている。

しかしながら、関税法に基づく刑事犯罪は、告発人が情状酌量に承諾する場合には、以下の仏歴 2560(2017)年関税法に基づく訴訟手続き停止のための情状基準を満たした場合、和解により終了させることができる。

第 1 項 関税回避又は回避に着手した場合に起因して関税額が不足していた場合の罰則

第 243 条に定める違反	訴訟手続き中止のための情状基準
1. 関税不足額が 50,000 パーツ未満	不足関税額の <u>0.5 倍</u> の罰金及び不足分の完納と同時に、法定の加算税及び延滞税を支払う。

第 243 条に定める違反	訴訟手続き中止のための情状基準
2.関税不足額が 50,000 パーツ以上 100,000 パーツ未満	不足関税額の 1 倍の罰金及び不足分の完納と同時に、法定の加算税及び延滞税を支払う。
3.関税不足額が 100,000 パーツ以上	不足関税額の 2 倍の罰金及び不足分の完納と同時に、法定の加算税及び延滞税を支払う。
4.書類の内容の改竄、追加、部分削除、税関職員の印鑑、署名又はイニシャルネーム、又はその他の記号の偽造に起因して、関税が不足した。	不足関税額の 2 倍の罰金及び不足分の完納と同時に、法定の加算税及び延滞税を支払う。
5.関税回避罪で、その手口が税関職員に検出されないために巧妙な方法を介して申告する物品に隠匿していたことを発見した場合。	不足関税額の 4 倍の罰金及び隠匿した物品を国家の財物として没収。

2. 仏歴 2560(2017)年関税法に定める違反者とは、「違反行為者」、即ち、違反行為を行った自然人又は法人を意味する。法人の場合は第 253 条が適用される。その条文によれば、違反行為を行った者が法人である場合、当該法人による違反行為が、取締役又は管理職(manager)又は当該法人の経営責任者の命令若しくは行為によって生じたものであるとき、又はその者が命令又は行為を行う義務を有しており、命令又は行為を怠ったことに起因して当該法人が違反行為を犯すこととなった場合、その者は、当該違反について定める規定に基づく処罰設けなければならない。

3. 「行為」とは、関税を回避することである。即ち、正確に通関手続きを行って関税を納付すべき物品を国内に輸入又は国外へ輸出したが、あらゆる形式の手口を講じて関税を回避することを意味する。関税回避による違反行為の形式は、以下の事例のように、様々な形式によるものである。

- 1) 1.(物品)と違う関税分類又は関税率による申告に起因して、実際に納付すべき関税を過少して納付したことによる関税回避行為。
- 2) 2.書類の内容の改竄、追加、部分削除、税関職員の印鑑、署名又はその他の記号を偽造したことにより政府が実際に収受すべき関税額が過少となった場合における違反行為。
- 3) 3.税関職員に検出させないために、巧妙な手口を講じて物品を申告した物品に隠匿する行為であることが判断できた場合における関税回避行為。
- 4) 4.実際の輸入物品よりも低廉な売買価格である物品の種別又は名称、商号又は型番を申告し、実際の種別及び税率より低額なものに分類させ、納付すべき関税を減少させるために、実際の品種及び価格を歪めることによる関税回避行為。

上記の 4 件の意図は、一般の刑法の原則に基づく犯罪行為であり、それを犯した者は刑法第 59 条の規定により、意図による行為である場合に限り刑事罰を受けなければならない。

刑法第 59 条に定める意図による行為は、その行為を自覚して行い、同時にその結果を希望又はをの行為による結果を予見していることである。